

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第三十二条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるもの

発令 : 平成28年1月29日号外国土交通省告示第267号

最終改正 : 令和5年9月25日号外国土交通省告示第972号

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第三十二条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件

[平成二十八年一月二十九日号外国土交通省告示第二百六十七号]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則〔現行=建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則=令和五年九月国交令七五号により題名改正〕(平成二十八年国土交通省令第五号) 第九条〔現行=三二条=平成二八年一月国交令八〇号により改正〕第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第三十二条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第三十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則〔平成二八年一月二日号国土交通省告示第一四三三号〕

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則〔令和五年九月二五日号国土交通省告示第九七二号〕

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六九号〕附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。